

1 規則等の案の題名

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和元年 10 月 18 日から令和元年 11 月 18 日まで

3 提出された意見の件数

17 件

4 規則等の公布等年月日

令和 2 年 1 月 24 日

既に公表した規則等の案の内容（変更箇所は下線部）				現に定めた規則等の内容（変更箇所は下線部）				理由
静岡県環境影響評価条例の対象事業及び規模要件一覧（改正案）				静岡県環境影響評価条例の対象事業及び規模要件一覧（改正案）				森林法における保安林の皆伐可能面積を参考に、市内一律で森林伐採面積 20ha 以上を対象とする考えでした。しかし、御意見に基づき再検討を行った結果、①都市計画区域内から③特定区域内にわたる地域特性を最優先に考えることが適切だと判断し、他の多くの事業と同様に、②の森林伐採面積を①の半分である「10ha」に変更することとしました。
対象事業	規模要件※			対象事業	規模要件※			
	①都市計画区域内 (③以外)	②都市計画区域外 (③以外)	③特定区域内		①都市計画区域内 (③以外)	②都市計画区域外 (③以外)	③特定区域内	
(略)				(略)				
太陽光発電所	敷地面積 50ha 以上 又は 森林伐採面積 20ha 以上	敷地面積 25ha 以上 又は 森林伐採面積 <u>20ha</u> 以上	敷地面積 5 ha 以上	太陽光発電所	敷地面積 50ha 以上 又は 森林伐採面積 20ha 以上	敷地面積 25ha 以上 又は 森林伐採面積 <u>10ha</u> 以上	敷地面積 5 ha 以上	
(略)				(略)				